

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 木内 岳志 殿

日本農林規格調査会 会長 中嶋 康博 殿

重イオンビーム技術を利用した品種・種苗を有機 JAS で認めないことについての要望

秋田県においては、2025 年産米から従来の「あきたこまち」に代わり、重イオンビームによる育種をして得られた品種の後代種である「あきたこまち R」に全量転換する方針を示しています。この「あきたこまち R」は、稲の種子に重イオンビームを照射することで突然変異を起こさせて、カドミウムを吸収しにくい品種として生み出された「コシヒカリ環 1 号」を従来の「あきたこまち」と交配することによって得られた後代交配種です。

農林水産省は、2024 年 7 月 1 日の有機農産物の JAS の 4 規格の改正にあわせて「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q&A」を改訂した際に、新たに放射線照射を利用して改良された品種や種苗について問 10-10 を追加しました。そこでは、「有機農産物の JAS において放射線照射を利用して改良された品種やこれらを祖先に持つ品種の種苗を使用することは問題ありません。／なお、放射線照射による品種改良は、国際基準である有機のコーデックスガイドラインや EU 等の有機規則においても禁止されていないものと承知しています。」という解釈が示されました。

しかし、有機のコーデックスガイドラインでは、「遺伝子操作／遺伝子組み換え生物、また、それらに由来する製品は、交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法で遺伝物質を変化させる技術を用いて生産される。」と定義されており、放射線育種、特に重イオンビーム使用の放射線育種はこの「自然に生じることのない方法で遺伝物質を変化させる技術」に明らかに該当するにもかかわらず、問 10-10 のような誤った解釈による独断的な見解が示されたことは全く理解できるものではありません。

一方、農林水産省では、ゲノム編集技術については、2019 年 12 月に、これまで有機 JAS では組換え DNA 技術のみにとどまっていたものを遺伝子操作技術も含めて禁止する改正案を提案し、そこでは上記の有機のコーデックスガイドラインに準拠して、遺伝子操作・組換え技術の定義を「交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法によって遺伝物質を変化させる技術（組換え DNA、細胞融合、マイクロインジェクション、マクロインジェクション、被包化、遺伝子欠失、遺伝子の倍加等を含み、接合、形質導入及び交雑等を除く。）」としています。この改正案は日本農林規格調査会に提案されてその提案自体は了承された上で、その後 4 年以上も継続審議となって棚上げにされた状態となっております。しかし、これはゲノム編集技術の確認方法と海外の状況も参考にして十分に検討する必要があるなどの理由で保留とされているのであり、この定義により禁止することに変更ありません。そのため、もし農林水産省のゲノム編集技術の禁止について提案どおりの改正案が適用されていれば、今回問題となっている重イオンビームによる育種についてもゲノム編集技術と同様に禁止するという解釈を示すことが本来あるべき流れであったと言えます。

秋田県では、「あきたこまち R」は、表示上は従来の「あきたこまち」と同様の表示をすることとしており、これらが表示上区別できないという問題についても消費者等から改善を求める要望が出されていますが、もしこの表示の問題も解決されなければ、有機 JAS マークを表示した秋田県産の有機米についても、「有機」の「あきたこまち R」と従来の「有

機」の「あきたこまち」が表示上区別のつかない状態で混在して販売されることとなります。有機食品を購入する消費者の中には、特に重イオンビーム照射のような反自然的な技術を利用した農産物に抵抗を持つ人も多いため、このような状態になると有機 JAS への不信感や反発が出ることも予想されます。また、有機 JAS の認証機関としても、有機のコーデックスガイドラインに従っていないのみならず、そもそも有機農業の本来のあり方とは相反する技術を活用した農産物をこのような不適正な行政指導により有機 JAS 認証で扱われることについては、到底受け入れられるものではありません。

このようなこれまでの推移や状況にかんがみ、有機 JAS において放射線照射を利用して改良された品種やこれらを祖先に持つ品種の種苗を利用できるとした「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q&A」の間 10-10 を直ちに取り下げるとともに、遺伝子操作・組換え技術を禁止としている有機 JAS 規格の改正案も早急に決定し適用開始することを要求します。

2024年11月7日

有機 JAS 登録認証機関

特定非営利活動法人 有機農業推進協会
公益社団法人 全国愛農会
特定非営利活動法人 兵庫県有機農業研究会 HOAS
特定非営利活動法人 有機農業認証協会
特定非営利活動法人 赤とんぼ
特定非営利活動法人 愛媛県有機農業研究会
公益財団法人 自然農法国際研究開発センター
特定非営利活動法人 和歌山有機認証協会
一般社団法人 民間稲作研究所認証センター
一般財団法人 長野県農林研究財団
特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究会
特定非営利活動法人 みやざき有機農業協会
特定非営利活動法人 八ヶ岳有機農業者協会
特定非営利活動法人 日本オーガニック認証協会
特定非営利活動法人 エイサック